

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年4月20日（平成28年（行情）諮問第314号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第489号）

事件名：行政文書ファイル「平成25年度鉄軌道事業営業報告書」等のうち特定事業者の報告書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の3に掲げる文書を保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したこと及び別紙の3に掲げる文書を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年10月24日付け関総総第204号による一部開示決定（以下「処分1」という。）、同第205号ないし第208号による各一部開示決定（以下、併せて「処分2」という。）及び同第208号の2による不開示決定（以下「処分3」といい、処分1及び処分2と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）開示処分について

処分庁は、処分1及び処分2にて、文書の開示決定をした。しかし、なお下記に示す文書が存在する可能性があるため、これを開示することを求める。

##### ア 平成25年特定鉄道事業者A報告書について

処分庁は、処分1にて「特定鉄道事業者Aの平成25年度鉄軌道事業営業報告書（以下、第2において「平成25年特定鉄道事業者A報告書」という。）」の開示決定をした。しかし、開示された文書の他に、下記に示す文書が存在する可能性がある。

（ア）「発行済株式の数」の矛盾を解消する文書について

平成25年特定鉄道事業者A報告書の事業概況報告書には、社長の甲が特定鉄道事業者Aの株式の8.50%にあたる20,400株を保有していることが記されている。これをもとに計算すると、発行済株式の総数は約24万株となる。しかし、平成25年特定鉄道事業者A報告書の注記表の「Ⅲ. 株主資本等変動計算書に関する注記」には、「1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数156,371株」との記載がある。双方の記載が示す「発行済株式の数」が大きく異なるのは不自然であり、この矛盾を解消する文書が平成25年特定鉄道事業者A報告書に存在し、かつ、開示されていない可能性がある。

(イ) 「自己株式の取得」に係る文書について

処分1にて開示された「特定鉄道事業者Fの平成25年度鉄軌道事業報告書（以下、第2において「平成25年特定鉄道事業者F報告書」という。）」には、個別注記表に「自己株式の取得」に係る記載があった。特定鉄道事業者Aは、平成25年12月から平成26年3月の間に、「前社長の乙と特定鉄道事業者A労働組合（両者を合わせると過半数の株式を保有していた）」より大量の株式を取得した可能性があり、「平成25年特定鉄道事業者F報告書と同様に自己株式の取得について記載された文書」が平成25年特定鉄道事業者A報告書に存在し、かつ、開示されていない可能性がある。

(ウ) 「経営者・株主との取引」に係る文書について

処分2にて開示された「特定鉄道事業者Aの平成14年度鉄軌道事業営業報告書（以下、第2において「平成14年特定鉄道事業者A報告書」という。）」には「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が存在することから、平成25年特定鉄道事業者A報告書に同様の文書が存在し、かつ、開示されていない可能性がある。特定市は公式ウェブサイトにて、特定日Xに開催された対策協議会の概要を公表しており、これによると、同協議会の委員が「丙は、特定鉄道事業者Aと取引がある会社を経営していることから、利益相反の問題が発生するのではないか？」と発言している。仮に「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が存在するなら、丙が経営する会社（線路工事等を行う会社）と特定鉄道事業者Aとの取引について、記載すべき事項があると考えられる。

(エ) その他の文書について

上記（ア）ないし（ウ）に示した文書が存在するなら、これ以外にも、平成25年特定鉄道事業者A報告書には開示されていない文書が存在する可能性がある。

イ 平成25年特定鉄道事業者A報告書以外の文書について

上記アに示した文書が存在するなら、「処分1及び処分2で開示決定された文書のうち平成25年特定鉄道事業者A報告書以外の文書」についても、開示されていない文書が存在する可能性がある。

(2) 不開示処分について

処分庁は、処分3において、不存在を理由に「平成14年度鉄軌道事業営業報告書のうち特定鉄道事業者Rの報告書（以下、第2において「平成14年特定鉄道事業者R報告書」という。）を不開示決定した。しかし、下記に示す理由により、当該文書が存在する可能性があるため、これを開示することを求める。

ア 路線と事業者について

(ア) 特定路線bについて

特定路線bは、特定鉄道事業者Rにより運営されていた、鉄道路線であった。但し、特定鉄道事業者Rにより営業運転されたことは一度もない。

特定路線bは、特定事業者X（特定鉄道事業者Rとは別の会社）により「特定路線a」として昭和41年5月に開業した。しかし、安全上の重大な問題が発生して昭和42年9月に運行休止となり、運行を再開することなく営業休止路線となった。運行再開は実現することなく、特定路線bは廃止された。特定鉄道事業者Rが路線を保有していた全期間に亘り、特定路線b（特定路線a）は営業休止路線であった。平成16年の鉄道要覧（国土交通省鉄道局監修）によると、廃止の実施日は平成15年9月18日である。

(イ) 特定鉄道事業者Rについて

昭和56年設立の特定鉄道事業者Rは、昭和57年に特定事業者Xより特定路線aを譲渡され、第一種鉄道事業者となった。処分庁が平成25年7月30日付関総総第164号にて開示した「平成14年特定鉄道事業者R報告書の前年のものに当たる報告書であって、特定鉄道事業者Rが平成14年6月28日付で処分庁へ提出した報告書（以下、第2において「平成13年特定鉄道事業者R報告書」という。）」によると、平成14年3月31日現在において特定鉄道事業者Rの株式は、特定事業者Zが100%を保有していた。

一方で、平成15年の鉄道要覧によると、平成15年3月31日現在において、特定鉄道事業者Rの株式は特定事業者Yが100%を保有していることになっている。日本では戦後長らく、持株会社の設立は禁止されていたが、金融ビッグバンと呼ばれる金融制度改革により平成9年に独占禁止法が改正され、持株会社の設立は解禁された。これにより、最初に純粹持株会社となったのが特定事業者

Yであるとされている。しかし、特定事業者Yは平成13年に解散されたようであり、仮にそれが本当であれば、鉄道要覧の記載は事実と異なることになる。

特定鉄道事業者Rは平成17年11月に解散されたようで、解散時点での株主は、特定事業者Zであったようである。

イ 特定提出期限日における状況について

鉄道事業等報告規則（平成21年4月1日国土交通省令第30号）2条1項は、毎事業年度の経過後百日以内に事業報告書を提出することを求めている。平成15年当時も同様の規則であったとすると、「平成14年特定鉄道事業者R報告書の提出期限（以下、第2において「特定提出期限日」という。）は平成15年7月9日頃であり、それは特定路線bの廃止日の平成15年9月18日より前である。そうすると、「特定提出期限日における状況」は、次のとおりとなる。

- (ア) 特定鉄道事業者Rは、法人として存在していた（平成17年11月頃まで存続）。
- (イ) 特定鉄道事業者Rは、国土交通大臣より許認可等を受けた第一種鉄道事業者であった。
- (ウ) 特定路線bは、国土交通大臣より許認可等を受けた特定種類鉄道の鉄道路線であった。
- (エ) 特定鉄道事業者Rと特定路線bは、鉄道事業について処分庁の監督を受ける立場であった。
- (オ) 特定鉄道事業者Rは、「平成14年度に特定路線bを運営し、また平成15年度も引き続き特定提出期限日まで同線を運営していた第一種鉄道事業者」として、特定提出期限日までに平成14年特定鉄道事業者R報告書を処分庁へ提出する義務があった。

ウ 文書が存在する可能性について

下記の理由により、平成14年特定鉄道事業者R報告書は存在する可能性がある。

- (ア) 特定鉄道事業者Rは、前年に処分庁へ平成13年特定鉄道事業者R報告書を提出しており、「長年に亘って活動していない、休眠会社やペーパーカンパニーなどの不適切な事業実態の法人」ではなかった。
- (イ) 特定鉄道事業者Rは、特定提出期限日において存在していた法人であり、平成14年特定鉄道事業者R報告書を、特定提出期限日までに処分庁へ提出する法的義務があった。
- (ウ) 特定鉄道事業者Rは、特定提出期限日において「特定種類鉄道の特定路線bの事業の許認可等」を受けた「現役」の第一種鉄道事業

者であり、処分庁は特定鉄道事業者 R に対し、平成 14 年特定鉄道事業者 R 報告書を提出するよう指導監督等する法的義務があった。

## エ 不適切な監督業務について

### (ア) 運行休止と鉄道要覧に係る監督業務について

特定事業者 X が運営していた特定路線 a が昭和 42 年 9 月に運行休止となったのは、車両や軌道や橋脚等が損壊したためであり、損壊が発生した原因は、「本来は約 30 トンであるはずのモノレール車両が、実際には約 46 トンもあった」こととされている。処分庁の前身である運輸省東京陸運局は、車両の重量オーバーにより開業前から大変に危険な状態であったこの鉄道路線の開業を、監督官庁として認めていた。

また、国土交通省鉄道局が監修しているはずの平成 15 年の鉄道要覧では、「平成 13 年に解散された可能性のある特定事業者 Y」が「平成 15 年 3 月 31 日現在において、特定鉄道事業者 R の株式の 100% を保有している」ことになっており、諮問庁および処分庁は監督官庁でありながら、特定鉄道事業者 R の株式の保有者を誤って把握していた可能性がある。

これらのことから、平成 14 年特定鉄道事業者 R 報告書についても、処分庁が不適切な監督業務を行っていた可能性がある。

### (イ) 平成 14 年特定鉄道事業者 R 報告書に係る監督業務について

仮に特定鉄道事業者 R が平成 14 年特定鉄道事業者 R 報告書を提出していなかった場合、処分 3 は妥当であるとしても、「省令（鉄道事業等報告規則）により提出義務のある文書を提出するよう特定鉄道事業者 R を指導監督等せず、これにより必要な情報を把握しなかった処分庁の行為」は、不適切な監督業務であった可能性がある。

逆に言えば、「処分庁の監督業務が適切なものであった」とするならば、平成 14 年特定鉄道事業者 R 報告書は処分庁が保有しているはずである。

## 第 3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の 1 に掲げる請求文書 1 及び請求文書 2（本件請求文書）の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、別紙の 2 に掲げる各文書（本件対象文書）を特定し、法 5 条 1 号及び 2 号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（処分 1 及び処分 2）を行い、併せて別紙の 3 に掲げる文書について不存在を理由とする不開示決定（処分 3）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、開示した文書以外にも該

当する文書を保有している可能性があるとして本件審査請求を提起した。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 特定鉄道事業者Aの事業報告書について

#### ① 「発行済株式の数」の矛盾を解消する文書について

平成25年度の特定鉄道事業者Aの事業概況報告書には、社長甲が特定鉄道事業者Aの8.50%にあたる20,400株を保有していることが記されている。これをもとに計算すると、発行株式数の総数は約24万株となる。

しかし、同報告書の注記表の「Ⅲ. 株主資本変動計算書に関する注記」には、「1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数156,371株」との記載がある。

双方の記載が示す「発行済株式の数」が大きく異なるのは不自然であり、この矛盾を解消する文書が平成25年度の特定鉄道事業者Aの事業報告書に存在し、かつ、開示されていない可能性がある。

#### ② 「自己株式の取得」に係る文書について

処分1にて開示された「特定鉄道事業者Fの平成25年度鉄軌道事業報告書」には個別注記表に「自己株式の取得」に係る記載があった。特定鉄道事業者Aは、平成25年12月から平成26年3月の間に、前社長の自己株式の取得について記載された文書が開示されていない可能性があるため、開示を求める。

### (2) 平成14年度の特定鉄道事業者Rの営業報告書について

処分庁は、特定鉄道事業者Rの営業報告書について、不存在を理由に不開示としているが、特定鉄道事業者Rの運営していた路線は当時まだ廃止されておらず、保有している可能性がある。

## 3 事業報告書について

鉄道事業等報告規則（昭和62年運輸省令第9号。以下「報告規則」という。）2条1項により、鉄道事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないものである。

事業報告書の内容は、事業概況報告書及び鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「会計規則」という。）5条に規定される様式による財務計算に関する諸表とされている。

なお、平成18年における報告規則の一部改正により、営業報告書から事業報告書に名称を変更している。

## 4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討す

る。

(1) 平成25年度の特定鉄道事業者Aの事業報告書について

諮問庁として、処分庁に対し、原処分に至った経緯を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

特定鉄道事業者Aの事業報告書については、上記3により、特定鉄道事業者Aの代表取締役より、処分庁に対して提出されたものであり、平成26年8月26日付けで関東運輸局の受付簿に登録され、同日付けで受付印を押印したうえで、他の鉄道事業者の事業報告書とともに、同一のファイルに保存していたものであり、本件開示請求を受け、当該ファイルを特定し、法5条1号及び同2号イに該当する部分を不開示とする処分1を行ったものである。

諮問庁としても、上記処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、審査請求人が請求する文書を特定し、法5条1号及び同2号イに該当する部分を不開示とし、余の部分をありのままの状態を開示した処分1については、妥当であると考ええる。

(2) 平成14年度の特定鉄道事業者Rの営業報告書について

諮問庁として、(1)と同様処分にいたった経緯を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

特定事業者Rが運営していた路線については、平成15年9月に事業免許が廃止されたものの、平成14年度は存続していたため、平成14年度の営業報告書については、3の報告規則に基づき、提出されるべきものと考えられる。しかしながら、「平成14年度鉄軌道事業営業報告書」ファイルには、当該報告書は保存されておらず、ファイル内の目録にも記載がなかった。また、受付簿も確認したところ、受付簿にも受付した事実はなく、さらに事務室内の書架、机及び倉庫を探索したが発見されなかった。

以上のことから、当時、何らかの理由により、特定鉄道事業者Rから報告規則に基づく報告がされなかったものと考えられる。

諮問庁としても、上記処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該報告書を不存在として不開示とした処分3は、妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、別紙の2に掲げる文書について、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定を行い、併せて別紙の3に掲げる文書について不存在を理由とする不開示決定を行った原処分は妥当

と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年2月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする処分1及び処分2を行い、別紙の3に掲げる文書を保有していないとして不開示とする処分3を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書があるはずであり、また、別紙の3に掲げる文書についても保有している可能性があるとして、原処分の取消しを求めていると解される。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び別紙の3に掲げる文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、本件対象文書の特定の妥当性を争い、以下のとおり主張している。

- ① 文書1のうち特定鉄道事業者Aの鉄軌道事業事業報告書（以下「事業報告書」という。）には「発行済株式の数」の記載に矛盾があるので、この「矛盾を解消する文書」が外にあるはずである。
- ② 文書1のうち特定鉄道事業者Fの事業報告書には「自己株式の取得」に係る記載があるが、特定鉄道事業者Aの事業報告書にはその記載がない。特定鉄道事業者Aは、平成25年度に自己株式を取得した可能性があり、特定鉄道事業者Aの「自己株式の取得について記載した文書」が外にあるはずである。
- ③ 文書2のうち特定鉄道事業者Aの鉄軌道事業営業報告書（以下「営業報告書」という。）には「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が存在することから、文書1のうち特定鉄道事業者Aの事業報告書にも同様の明細表が存在するはずである。
- ④ 上記①ないし③の文書が存在するなら、これら以外にも本件請求文書に該当する文書が特定されていない可能性がある。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯及び審査請求人が主張する上記(1)①ないし③の文書の保有の有無

等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 報告規則に基づき各鉄道事業者から処分庁に提出された営業報告書及び事業報告書は、関東運輸局において年度ごとに取りまとめ、同一の行政文書ファイルにつづって保存している。請求文書1は、行政文書ファイル「平成25年度鉄軌道事業事業報告書」、請求文書2は、行政文書ファイル「平成14年度鉄軌道事業営業報告書」につづられた文書の開示を求めるものであったので、各行政文書ファイルにつづられた事業報告書及び営業報告書の中から審査請求人が求める鉄道事業者の分を特定した。別紙3に掲げる特定鉄道事業者Rの営業報告書は存在しなかったが、それ以外の鉄道事業者の分は、各行政文書ファイルにつづられた文書の中から該当する文書を全て本件対象文書として特定しており、特定漏れはない。

イ 上記(1)①の文書について

審査請求人は、文書1のうち特定鉄道事業者Aの事業報告書の「主な株主」欄に記載された筆頭株主の「株式数」及び「発行済株式総数に対する割合」を基に算出される株式総数と、「注記表」の「1.当該事業年度の末日における発行済株式の数」が異なっていることから、この「矛盾を解消する文書」が外にあるはずである旨主張している。

そこで、本件審査請求を受け、処分庁を通じて特定鉄道事業者Aに対し、上記株式総数の差異について確認させたところ、上記事業報告書の「注記表」の記載が誤りであることが判明した。

しかしながら、本件開示請求当時、処分庁は、特定鉄道事業者Aに対し、上記事業報告書の誤記載について訂正等は求めておらず、特定鉄道事業者Aから訂正等の申出もなかったので、審査請求人が上記(1)①で主張する「矛盾を解消する文書」を作成又は取得しておらず、保有していない。

ウ 上記(1)②の文書について

審査請求人は、文書1のうち特定鉄道事業者Aの事業報告書の「注記表」には、「自己株式の取得」に係る記載がないが、特定鉄道事業者Aは平成25年度に自己株式を取得した可能性があるので、「自己株式の取得について記載した文書」が外にあるはずである旨主張している。

そこで、本件審査請求を受け、処分庁を通じて特定鉄道事業者Aに確認させたところ、上記事業報告書の「注記表」に自己株式の取得についての記載を漏らしていたことが判明した。

しかしながら、本件開示請求当時、処分庁は、特定鉄道事業者Aに対し、上記事業報告書の記載漏れについて訂正等は求めておらず、

特定鉄道事業者Aから訂正等の申出もなかったため、審査請求人が上記(1)②で主張する「自己株式の取得について記載した文書」を作成又は取得しておらず、保有していない。

エ 上記(1)③の文書について

審査請求人は、文書2のうち特定鉄道事業者Aの営業報告書には「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が存在することから、文書1の特定鉄道事業者Aの事業報告書にも同様の明細表が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、事業報告書の内容は、事業概況報告書及び会計規則5条に規定される様式による財務計算に関する諸表とされているところ、平成18年に会計規則の一部が改正され、「取締役、会計参与、監査役又は支配株主との取引明細表」は報告内容から除外された。

したがって、文書1の特定鉄道事業者Aの事業報告書に上記明細表が含まれていないことに何ら不自然な点はなく、審査請求人が上記(1)③で主張する文書については保有していない。

オ 以上のとおり、審査請求人が主張する上記(1)①ないし③の文書をいずれも保有しておらず、各行政文書ファイルにつづられた文書の中から本件請求文書に該当する文書を全て特定したので、本件対象文書の特定は妥当であると考えます。

(3) 以下、検討する。

審査請求人が主張する上記(1)①ないし③の文書をいずれも保有しておらず、各行政文書ファイルにつづられた事業報告書及び営業報告書の中から本件請求文書に該当する文書を全て本件対象文書として特定した旨の上記(2)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、関東運輸局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 別紙の3に掲げる文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、別紙の3に掲げる文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、行政文書ファイル「平成14年度鉄軌道事業営業報告書」の中に特定鉄道事業者Rの営業報告書がつづられていなかったため、不存在を理由とする不開示決定を行った。

イ 本件審査請求を受けて改めて確認したところ、特定鉄道事業者Rが運営していた路線は、平成15年9月18日に営業が廃止されたもの

の、平成14年度は存続していたので、特定鉄道事業者Rの同年度の営業報告書については、報告規則に基づき、提出されるべきものと考えられる。

ウ しかしながら、上記行政文書ファイルには特定鉄道事業者Rの営業報告書はつづられておらず、同ファイル内の目録にも記載がなかった。また、受付簿を確認したが、同営業報告書を受け付けた記載はなく、さらに、念のため事務室内の書架、机及び倉庫を探索したが、同営業報告書は発見されなかった。

エ 以上の状況からすると、別紙3に掲げる文書については、特定鉄道事業者Rから提出を受けた後紛失したのではなく、当時、何らかの理由により、提出されなかったものと考えられるが、いずれにしろ別紙の3に掲げる文書を保有していない。

(2) 別紙の3に掲げる文書を保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、関東運輸局において、別紙の3に掲げる文書を保有しているとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とし、別紙の3に掲げる文書を保有していないとして不開示とした各決定については、関東運輸局において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書及び別紙の3に掲げる文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したこと及び別紙の3に掲げる文書を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### 請求文書1（処分1関係）

「平成26年4月以降に提出された、平成25年度の鉄軌道事業事業報告書」を収めた行政文書ファイル「平成25年度鉄軌道事業事業報告書」のうち、下記①ないし②の文書。

- ① 行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。即ち、局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。
- ② 特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B、特定鉄道事業者C、特定鉄道事業者D、特定鉄道事業者E、特定鉄道事業者F、特定鉄道事業者G、特定鉄道事業者Hの報告書。

#### 請求文書2（処分2及び処分3関係）

「平成15年4月以降に提出された、平成14年度の鉄軌道事業営業報告書」を収めた行政文書ファイル「平成14年度鉄軌道事業営業報告書」のうち、下記①ないし③の文書。

- ① 行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。即ち、局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。
- ② 特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B、特定鉄道事業者C、特定鉄道事業者I、特定鉄道事業者E、特定鉄道事業者J、特定鉄道事業者F、特定鉄道事業者G、特定鉄道事業者K、特定鉄道事業者L、特定鉄道事業者H、特定鉄道事業者M、特定鉄道事業者N、特定鉄道事業者O、特定鉄道事業者P、特定鉄道事業者Q、特定鉄道事業者Rの報告書。
- ③ 「特定鉄道事業者S、特定鉄道事業者T、特定鉄道事業者U、特定鉄道事業者V、特定鉄道事業者W」の報告書について、左記の事業者の順に、1枚目から120枚目まで。

### 2 本件対象文書

文書1 行政文書ファイル「平成25年度鉄軌道事業事業報告書」中の以下の文書並びに同ファイルの目録及び背表紙  
平成25年度の特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B、特定鉄

道事業者 C，特定鉄道事業者 D，特定鉄道事業者 E，特定鉄道事業者 F，特定鉄道事業者 G 及び特定鉄道事業者 H の各鉄軌道事業報告書

文書 2 行政文書ファイル「平成 14 年度鉄軌道事業営業報告書」中の以下の文書並びに同ファイルの目録及び背表紙

(1) 平成 14 年度の特定鉄道事業者 A，特定鉄道事業者 B，特定鉄道事業者 C，特定鉄道事業者 I，特定鉄道事業者 E，特定鉄道事業者 J，特定鉄道事業者 F，特定鉄道事業者 G，特定鉄道事業者 K，特定鉄道事業者 L，特定鉄道事業者 H，特定鉄道事業者 M，特定鉄道事業者 N，特定鉄道事業者 O，特定鉄道事業者 P 及び特定鉄道事業者 Q の各鉄軌道事業営業報告書

(2) 平成 14 年度の特定鉄道事業者 S，特定鉄道事業者 T 及び特定鉄道事業者 U の各鉄軌道事業営業報告書の各事業者順に 1 枚目から 120 枚目まで。

3 行政文書ファイル「平成 14 年度鉄軌道事業営業報告書」中の特定鉄道事業者 R の鉄軌道事業営業報告書